

第三十四号議案

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例
 右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例
 都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例（昭和四十三年東京都条例第十五号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第十条関係）

一 経常的経費

経費の種類	測定単位	単 位 費 用
一 議会総務費		
1 議会総務費	人口	一人につき 二六、一三一円
二 民生費		
1 社会福祉費	人口	一人につき 一四、六九七円
2 老人福祉費	六十五歳以上人口	一人につき 七〇、三一七円
3 生活保護費	被保護者数	一人につき 一八一、八〇一円
4 児童福祉費	十八歳未満人口	一人につき 一四八、六〇九円

5 国民健康保険事業助成費 6 後期高齢者医療制度事業助成費	区立保育所入所児童数 私立保育所入所児童数 被保険者数 被保険者数	一人につき 一、五二九、二三四円 一人につき 七〇一、二〇一円 一人につき 一二、九一五円 一人につき 七六、二四七円
三 衛生費	人口	一人につき 九、八六一円
四 清掃費	人口	一人につき 四五六円
1 清掃総務費	人口	一人につき 五、三九七円
2 収集作業費	人口	一人につき 一、四九九円
3 収集車両費	人口	一人につき 三、〇五二円
4 処理処分費	人口	一人につき 四五一元
五 経済労働費	事業所数	一箇所につき 一八九、八六四円
1 生活経済費	人口	一人につき 二、三八四円
2 産業経済費	人口	一人につき 一、一〇二円
3 都市整備費	道路面積	一平方メートルにつき 五〇円
4 公園費	公園面積	一平方メートルにつき 一、五〇二円
七 教育費		

2	老人福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	三、八五〇円
3	児童福祉費	十五歳未満人口	一人につき	一、九一〇円
三 衛生費				
1	衛生費	人口	一人につき	二九三円
四 清掃費				
1	収集作業費	人口	一人につき	一七〇円
2	処理処分費	人口	一人につき	二、〇三四円
五 経済労働費				
1	生活経済費	人口	一人につき	一三二円
六 土木費				
1	建築公害費	人口	一人につき	七六八円
2	都市整備費	人口	一人につき	一九九円
3	道路橋りよう費	道路面積	一平方メートルにつき	一四四円
4	公園費	人口	一人につき	一、四九〇円
七 教育費				
1	小学校費	学校数	一校につき	五九、六七一、六五九円
2	中学校費	学校数	一校につき	六五、七四二、八四四円
3	その他の教育費	児童生徒数	一人につき	二、四五五円
		園児数	一人につき	七八、九四五円
		人口	一人につき	一、五九九円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例(平成十九年東京都条例第八十号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「附則第七条の四」を「附則第七条の二」に改める。

(令和三年度から令和六年度までの各年度における特別区財政調整交付金の特例)

3 この条例による改正後の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例(以下「新条例」という。)第三条の規定の適用については、令和三年度から令和六年度までの各年度に限り、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第七十五条の規定により読み替えられた地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十二条第二項の規定に基づき、新条例第三条第一項中「法人事業税交付対象額」という。)とあるのは「法人事業税交付対象額」という。)と地方税法附則第六十六条第三項の規定により交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額(以下「固定資産税減収補填特別交付金額」という。))と、同条第二項中「の見込額」とあるのは「の見込額と固定資産税減収補填特別交付金額の見込額」とする。

4 前項の規定により読み替えて適用する場合における新条例第三条第二項の規定の適用については、当該年度の前年度以前の年度が令和二年度である場合には、同項各号中「交付金総額」とあるのは「調整税の収入額と法人事業税交付対象額との合算額に千分の五百五十一を乗じて得た額」と、「交付金見込額」とあるのは「調整税の収入見込額と法人事業税交付対象額の見込額の合算額に千分の五百五十一を乗じて得た額」とする。

(令和七年度及び令和八年度における交付金総額等の読替え)

5 新条例第三条第二項の規定の適用については、当該年度の前年度以前の年度が令和五年度又は令和六年度である場合に

は、同項第一号中「交付金総額」とあるのは「調整税の収入額と法人事業税交付対象額と地方税法附則第六十六条第三項の規定により交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額（以下「固定資産税減収補填特別交付金額」という。）との合算額に千分の五百五十一を乗じて得た額」と、「交付金見込額」とあるのは「調整税の収入見込額と法人事業税交付対象額の見込額と固定資産税減収補填特別交付金額との合算額に千分の五百五十一を乗じて得た額」と、同項第二号中「交付金総額」とあるのは「調整税の収入額と法人事業税交付対象額と固定資産税減収補填特別交付金額との合算額に千分の五百五十一を乗じて得た額」と、「交付金見込額」とあるのは「調整税の収入見込額と法人事業税交付対象額の見込額と固定資産税減収補填特別交付金額の見込額との合算額に千分の五百五十一を乗じて得た額」とする。

（提案理由）

都及び特別区並びに特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、特別区財政調整交付金の算定基準を改めるほか、規定を整備する必要がある。